

大阪大学キャリアサポーターに関する要項

(趣旨)

第1条 本要項は大阪大学(以下、「本学」という。)における学生の進路・就職の選択に関わる活動を支援するための在学生及び卒業生による組織(以下、「キャリアサポーター」という。)に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 キャリアサポーターは、次の目的を達成するために活動を行う。

- (1) 本学学生の就職活動に対する理解の促進及び不安の解消
- (2) 本学学生の業界・企業研究の促進
- (3) 本学学生の職業・キャリア形成意識醸成

(活動)

第3条 キャリアサポーターの活動は原則として無報酬とし、個々の企画への参加は任意とする。

- 2 キャリアサポーターとして活動中は、前条に定める目的以外の活動(個別企業の広報・採用活動、別団体への勧誘等)を厳に禁じる。

(登録)

第4条 キャリアサポーター(在学生)については、就職活動を終えた在学生の中から申請のあった者を登録する。募集期間については、原則として一般社団法人 日本経済団体連合会が定める選考活動開始日以降とするが、それまでに申請のあった学生については随時登録する。

- 2 キャリアサポーター(卒業生)については、原則としてキャリアサポーター(在学生)が卒業・修了する際に、引き続き登録する。
- 3 キャリアサポーター本人から登録解除の申し出があった場合は随時登録を解除する。

(除名)

第5条 キャリアサポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- (1) 第3条第2項に違反したとき
- (2) その他除名すべき正当な理由があると認められるとき

- 2 前項の決定は、学生生活委員長が行う。

(体制)

第6条 キャリアサポーターを指導するために、学生生活委員長は、本学教員の中からコーディネーターを指名する。

- 2 キャリアサポーターに関する事務は、教育・学生支援部学生・キャリア支援課が行う。

附 則

この要項は、平成29年6月14日から施行する。